

令和7年度

第11回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年1月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月20日(火) 午後1時35分から午後2時25分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員(16名)

会長	1番 田村 照栄	10番 黒川 義明
職務代理	2番 砂川 哲也	11番 青木 大明
	3番 三谷 博計	12番 安部 哲弘
	4番 山本 一郎	13番 三井 和彦
	5番 田中 稔	14番 松井 委昭
	7番 松枝 孝幸	15番 田中 卓臣
	8番 榎本 貴之	16番 池田 正志
	9番 藤本 輝華	17番 松岡 由美

4. 欠席委員(1名)

6番 笹井 慎也

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について
報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第5号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

2月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経 塩田佐知子 黒田 寛子 安部 俊貴

7. 会議の概要

事務局長	<p>ご案内の時間が参りましたので、ただいまから令和7年度第11回東かがわ市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日の資料でございますが、先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上に農政情報（令和8年1月13日号）を配付させていただいております。</p> <p>それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>～会長あいさつ～</p> <p>それはさておきまして、本日の委員会の内容といたしましては、報告案件が2件、議案が1号から5号まで設定されております。どうぞ皆様、誠実なるご審議を賜り、ご決定を頂きますようお願いを申し上げます。あと、着座にて進行させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局のほうから1点だけ。</p>
事務局	<p>失礼いたします。笹井委員のほうから本日欠席届の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、日程第1のほうに進めさせていただきます。今月の署名委員の指名についてでございますが、恒例どおり、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、本日の署名委員につきましては、8番の榎本貴之委員、9番の藤本輝華委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について、1件ございます。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。報告第1号 農地法第18条第6項、解約通知報告についてご説明いたします。議案書は1ページになります。今月は1件のご報告がございます。</p> <p>申請番号1番、貸し手、■■■、■■■様、借り手、■■■、■■■様。申請地は■■■■■■■■■■の田1筆、合計面積は916平方メートルになります。残存小作権解消のための合意解約となります。なお、当該農地については、既に貸し手の■■■様が自己管理を行っております。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>報告第1号につきましては、ただいま事務局のほうからご説明がございました。報告案件でございますので、皆様方からご質問等がございましたら承りたいと思いますが、ございませんか。ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、5件ございます。事務局より説明をいたします。</p>

事務局	<p>失礼いたします。報告第2号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は2ページから4ページになります。今月は5件の報告がございます。</p> <p>初めに、申請番号1番、貸し手、■■■、■■■■様、借り手、■■■、■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は712平方メートルになります。令和4年10月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約となります。こちらについては議案第1号、申請番号4番でもご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■、■■■■様、借り手、■■■、■■■様。申請地は■■■■を含みます田4筆、合計面積は3,015平方メートルになります。令和3年5月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号3番、貸し手、■■■、■■■■様、借り手、■■■、■■■様。転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,068平方メートルになります。令和5年12月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、■■■様が同じく借りていたこの農地の隣接農地について、隣接農地所有者が自作することによって貸借を行わないこととなり、これまで隣接農地から田渡りで進入して耕作を行っていた申請農地に進入することが不可能となったため、合意解約となります。今後は所有者で自己管理を行うとのことです。</p> <p>続きまして、申請番号4番、貸し手、■■■、■■■■様、借り手、■■■、■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は656平方メートルになります。令和5年12月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、先ほどの申請番号4番の案件と同じ理由で合意解約となります。こちらの農地につきましても、今後は所有者で自己管理を行うとのことです。</p> <p>最後に、申請番号5番、貸し手、■■■、■■■■様、借り手、■■■、■■■様、■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■を含みます田2筆、合計面積は917平方メートルになります。令和2年4月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、祖父の■■■様から認定農業者である孫の■■■様への生前贈与のため合意解約となります。</p> <p>なお、次案件は議案第1号、申請番号5番でございます。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。双方合意での書類提出となっております。</p> <p>ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>

会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで認めてまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条、許可申請について説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■の田、面積458平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクターを1台、農舎を52平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は2,297平方メートル、農作業歴は39年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■ほか2筆の田、合計面積3,568平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、管理機、トラックを1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は4,129平方メートル、農作業歴は35年、通作距離は2キロメートル、農作業常時従事日数は300日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■の田、合計面積1,129平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具についてはトラクター、耕運機、田植機、トラックを各1台、農舎を100平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は2万6,502平方メートル、農作業歴は48年、通作距離は5キロメートル、農作業常時従事日数は180日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■の田、面積712平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,301平方メートル、農作業歴は12年、通作距離は7キロメートル、農作業常時従事日数は200日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号5番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■ほか4筆の田、合計面積は5,611平方メートル。農地取得後の作目はイチゴ、水稻。農機具については、トラクター、耕運機を各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は6,528平方メートル、農作業歴は36年、通作距離は16キロメートル、農作業常時従事日数は360日となっています。</p>

	<p>以上の5件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思ひます。</p> <p>まず、申請番号1番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>笹井委員のほうから伝言を預かっております。</p> <p>世帯内の親子の贈与ということで、何ら問題はないかと思ひれますということでした。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議頂きたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>
松枝委員	<p>先日、所有者の■■■さんのところにお伺いしまして、話を聞きましたところ、世帯内の娘さんに贈与するというので、何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議頂きたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号3番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>
青木委員	<p>日曜日に北内委員と■■■さんへ行ってきました。■■■さんはもう亡くなられて10年ぐらいになるんですけど、奥さんも息子さんももう田んぼをようせんと言いましょうか、農機具も処分しとるんです。それで、■■■さんですけど、■■■さんは嫁がれて■■■のほうへ行っておるんですけど、■■■の人なんです。実家は■■■で、■■■さんの隣なんですけど、■■■さんが一旦作ろうかというような話になっておるので、問題はないと思ひます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号3番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議頂きたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p>

	<p>続きまして、申請番号4番を議題といたします。補足説明よろしくお願ひいたします。</p>
安部委員	<p>こんにちは。先日、■■■宅にこの案件の件を聞き取りに行き、本人立ち合ひで書類と照らし合わせた結果、何ら変わりがないことを確認しました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号5番を議題といたします。補足説明よろしくお願ひいたします。</p>
三井委員	<p>これはおじいさんからお孫さんへの贈与です。お孫さんにあたる■■■さんもそのまま農地として利用するという事ですから、問題ないと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第1号につきましては、全て異議なしということで、許可相当として処理をいたしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、今月1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第2号 農地法第4条の許可申請についての説明をいたします。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料のほうは、第8回の農業委員会の議案資料と同内容のため、省略をいたしております。</p> <p>所有者は■■■の■■■様、申請地は■■■、田、243平方メートルでございます。■■■から北へ約100メートル入った位置にある第2種農地で、変更後の利用目的は宅地拡張です。祖父の代から現在の土地の形態となっていたため、敷地が宅地であると何の疑いもなく現在まで過ごしていましたが、今回、敷地の調査により庭部分が農地であることが発覚したため、是正するものであります。農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また、本件は無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされていることなどから、計画は適当であると思われまふ。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第2号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思ひます。申請番号1番の補足説</p>

	明、よろしくお願いいたします。
安部委員	説明いたします。この件は、去年と一緒のところへ調査に行きました。昨年と一緒の調査で、別に何ら問題はないということを確認しましたので、以上です。
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましても異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、今月5件ございます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は第9回の農業委員会の資料と同内容のため省略いたしております。 譲渡人は■■■■■の■■■■■様、■■■■■様、譲受人は■■■■■にあります■■■■■様。所有権移転でございます。 申請地は■■■■■、田、349平方メートル。■■■■■から北東約300メートルに位置する第3種農地でございます。手袋の製造販売業を営む転用事業者が、製造した製品や資材を保管する倉庫を以前の代表である所有者の用地を譲り受けて設置するものでございます。雨水排水については自然沈殿、汚水はありません。隣接農地関係者等の調整もできており、事業計画、被害防除計画等も妥当であり、問題はないと思われまます。 続きまして、申請番号2番、議案書資料は、第8回の農業委員会の資料と同内容のため、省略いたしております。貸し人、■■■■■、■■■■■様ほか3名、借り人は、クレジットカードに関する業務等を行う■■■■■ ■■■■■様でございます。 申請地は■■■■■、田、12平方メートルほか4筆、計5筆の2,407平方メートルで賃借権の設定。変更後の利用目的は、店舗・コンビニエンスストアでございます。■■■■■、■■■■■から■■■■■を南へ約1キロメートルに位置する第2種農地であります。コンビニエンスストアは現代の車社会に対応して駐車場の確保が店舗の運営上不可欠の要因となっております。■■■■■が本市でコンビニエンスストアの用地を探していたところ、当計画地は■■■■■ ■■■■■の2方面に接しており、交通量も多いため駐車場台数確保には現状の面積が必要になるということで、比較検討したところ、本申請地が適地ということで申請が出てきております。雨水は水路

	<p>請番号4番と併せて是正するものでございます。</p> <p>以上、5件の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も事業計画も妥当であること、また、申請番号4番・5番については無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされております。以上のことから、計画は適当であると思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第3号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思ひます。</p> <p>まず、申請番号1番を議題といたします。補足説明、よろしくお願いいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは説明させていただきます。先日、安富推進委員さん並びに土地の所有者■■■■さんと現地におきまして見たところ、11月に審議いただきました計画変更の内容とほとんど変わっておりません。現地も何ら変わっておりませんので、報告をいたします。ついては、許可相当と思われまます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、ただいま地元委員の補足説明を頂きました。何ら問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
安部委員	<p>説明いたします。これも去年、調査に行ったものと同じで、何ら変わりないことを確認しましたので、以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても問題はないという補足説明を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号3番を議題といたします。補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
松井委員	<p>失礼します。先ほど事務局のほうからも説明があったとおりの、工事の内容に伴っての使用になるそうです。一応、■■■■さん、ここは次男さんになります。それと、工事の■■■■の、会社にかけても分からないということなので、現場監督と連絡を取ってお話ししたんですけど、双方特にすんなりと話も通して、使用後はまた元に戻して返してくれるというので、■■■■さんのほうは一切質問も何もなしに理解をしていたので、問題ないと思ひます。これは側道の工事なので、また本線の工事が4月から始まったら、またその後も■■■■が工事を落としているということなので、もう一度また同じような手続</p>

	があると思われるということをお聞きしています。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号3番につきましても、地元委員のほうから問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番でございますが、4番・5番は関連がございますので、一緒にご審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、申請番号4番・5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
池田委員	では、4番と5番について、今、塩田さんがおっしゃったとおりで、それ以上もそれ以下もございません。以上でございます。
会長	ありがとうございます。申請番号4番・5番につきましては、ただいま地元委員のほうから問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第3号につきましては全て異議なしというご回答を頂きましたので、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月18件40筆でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明いたします。議案書は10ページから16ページになります。 議案書16ページの集計欄をご覧ください。貸借の申請についてご報告させていただきます。 賃借権の転貸が4件、使用貸借権の転貸が14件、合計18件40筆、合計面積41,074平方メートルになります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号の説明が終わりました。ただいま説明がございましたように、総合計で18件の40筆、41,074平方メートルにつきましてはの説明がございましたが、この件に関しましてご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、適当である旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第5号 地域計画変更申出についてに係る意見聴取について、今月1件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 地域計画変更申出についての説明をいたし

